

報道関係者各位

令和8年4月15日

## (一部医療機関・薬局等で) マイナンバーカードを福祉医療費受給者証として利用できるようになりました

現在、国では「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hab:PMH)」の取組みが推進されており、舞鶴市でも令和7年4月から更生医療や育成医療について利用を開始していましたが、令和8年4月から福祉医療についても対象を拡大します。

### 1 内容

自治体がPMHに受給者証情報を登録することにより、マイナンバーカードが各種福祉医療費受給者証として利用可能となるため、令和8年4月受診分から、PMHに対応する京都府内の医療機関でマイナンバーカード（マイナ保険証）1枚での受診ができるようになります。

### 2 利用開始時期

令和8年4月1日

※医療機関・薬局等のシステムがPMHに対応している必要があるため、具体的な開始時期は各医療機関・薬局により異なりますので受診前に各医療機関・薬局等へご確認ください。

### 3 対象となる医療費助成制度

- ・子育て支援医療費助成制度
- ・重度心身障害児（者）医療費助成制度
- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・老人医療費助成制度

自立支援医療（更生医療・育成医療）については、令和7年4月から利用を開始しています。



まち  
この舞鶴に  
北陸新幹線を。

舞鶴市 保険医療課（担当：濱上）  
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044  
[TEL:0773-66-1075](tel:0773-66-1075)、[FAX:0773-62-7957](tel:0773-62-7957)  
E-mail:[hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp](mailto:hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp)

## 4 利用方法

ご利用には、マイナ保険証での受診が必要です。なお、保険証の利用登録がお済みであれば新たに手続きを行う必要はありません。

また、マイナ保険証の利用登録がされている場合は、マイナポータル上の「医療受給者証」から受給資格情報を確認できます。

## 5 利用手順

- ①医療機関や薬局に設置されている読み取り機にマイナンバーカードをかざす。
- ②読み取り機の画面に「医療費助成の各種受給者証を利用しますか？」と表示されたら「利用する」を選択する。

## 6 対象医療機関（令和8年3月30日時点）

市内医療機関 22件      市内歯科医院 15件      市内調剤薬局 26件      計63件

以下のリンク先（デジタル庁ホームページ）に掲載の「医療費助成オンライン資格確認の導入済み医療機関・薬局」からご確認いただけます。

[デジタル庁：「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PublicMedicalHub:PMH）」](#)

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>



まち  
この舞鶴に  
北陸新幹線を。

舞鶴市 保険医療課（担当：濱上）  
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044  
[TEL:0773-66-1075](tel:0773-66-1075)、[FAX:0773-62-7957](tel:0773-62-7957)  
E-mail:[hoken-iryoku@city.maizuru.lg.jp](mailto:hoken-iryoku@city.maizuru.lg.jp)